

琉球大学研究者データベース運用管理規程

〔平成30年1月25日〕
制 定

琉球大学研究者データベースの運用管理規程（平成26年4月2日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、琉球大学（以下「本学」という。）における研究者データベースシステム（以下「研究者データベース」という。）の運用管理及び利用に関し、必要な事項を定める。

（利用目的）

第2条 研究者データベースは、本学に所属する教員の有する業績等に関する情報（以下「研究者情報」という。）をデータベースシステムに集約しそれを公開・管理することで、広く研究成果の情報発信を行うとともに、本学において、次の各号に掲げる事項に利活用することを目的とする。

- （1）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に基づく教員の業績の公表に関すること。
- （2）運営費交付金の配分に係る研究業績数に関すること。
- （3）教員の業績評価に関すること。
- （4）国立大学法人の評価に関すること。
- （5）その他各種調査等に関すること。

（定義）

第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「教員」とは、本学に所属する教授、准教授、講師、助教、助手、特任教授、特任准教授、特任講師、特命教員及び寄附講座教員をいう。
- （2）「部局等」とは、運営推進組織、教育研究等組織及び事務組織をいう。
- （3）「部局等の長」とは、前号に規定する部局等の長をいう。
- （4）「ユーザー」とは、研究者データベースに登録されている者をいう。

（研究者情報の管理）

第4条 研究者情報の管理に当たっては、本学が定める情報システム、個人情報及び法人文書の管理・運用に係る規則等を遵守する。

(データベースシステムのセキュリティ)

第5条 研究者データベースのセキュリティ管理については、本学が定める情報システムに係る規則等を遵守するとともに、必要に応じて当該システムのセキュリティ管理について別に定める。

(全学最高管理者)

第6条 研究者データベースについて、全体を統括し最終責任を負う全学最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(総括管理者)

第7条 研究者データベースの運営・管理について、全学最高管理責任者からの指示を受け、実質的な責任と権限を持つ総括管理者を置き、研究推進機構長をもって充てる。

2 総括管理者は、次の事項について研究推進会議での審議に基づき、決定する。

- (1) 研究者データベースの日常的な運用管理に係ること。
- (2) 研究者データベースの保守・改修に係ること。
- (3) 研究者情報の保護に係ること。
- (4) 研究者データベースの運用管理について必要な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、全学最高管理責任者が指示すること。

(全学運用担当)

第8条 総括管理者を補佐し、研究者データベースの運営・管理の事務を実施する者として、全学運用担当を置き、総合企画戦略部研究推進課職員をもって充てる。

2 全学運用担当は、次の事項について所管する。

- (1) ユーザーの補助に関すること。
- (2) 研究者情報の定期バックアップに関すること。
- (3) 研究者データベースに係る渉外業務
- (4) 学内運営の利用のための研究者情報の出力・提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総括管理者が指示すること。

(部局等管理者)

第9条 部局等に、当該部局等に所属する教員の情報を管理する部局等管理者を置き、部局等の長をもって充てる。

(部局等運用担当)

第10条 部局等管理者を補佐し、当該部局等のユーザーを管理する者として、部局等運用担当を置き、当該部局等事務職員をもって充てる。ただし、部局運用担当者を置くことが困難な場合は、他の部局等の長の承認を得て、当該他の部局等の部局運用担当者をもって充てることができる。

2 部局等運用担当は、次の事項について所管する。

- (1) 当該部局等ユーザーの登録状況に関すること。
- (2) 当該部局等運営の利用のための研究者情報の出力・提供に関すること。

(その他担当)

第11条 総括管理者は、研究者データベースの運用及び分析を目的として次に掲げる担当を置くことができる。

- (1) 機関リポジトリ担当
- (2) 評価担当

(ユーザー登録申請手続き)

第12条 教員は、本学に在籍する間は、ユーザーとして登録する。

- 2 部局等運用担当は、ユーザーとして未登録の教員又は登録を希望する本学所属の研究者がいる場合は、遅滞なく「琉球大学研究者データベース ユーザー登録申請書(別紙様式1)」を全学運用担当へ提出し登録を申請する。
- 3 前項の申請を受けた場合、全学運用担当は、遅滞なく登録作業を行い、作業の完了について部局等運用担当に報告する。このとき、部局等運用担当は当該教員又は研究者へ登録完了の連絡を行う。

(運用担当登録申請手続き)

第13条 部局等管理者が、第10条の部局等運用担当を新たに登録する場合は、「琉球大学研究者データベース管理者登録申請書(別紙様式2)」を全学運用担当へ提出し登録を申請する。

- 2 前項の申請を受けた場合、全学運用担当は、遅滞なく登録作業を行い、作業の完了について部局等管理者に報告する。

(研究者情報の入力及び更新義務等)

第14条 研究者データベースへの研究者情報の入力及び更新は、原則としてユーザー自身が行わなければならない。ただし、相当な理由があると認められる場合は、統括管理者の承認を得て、自己の研究者情報の一部を研究者データベースに登録し

ないことができる。

- 2 ユーザーは自身の登録情報について変更が生じた場合は、遅滞なく当該情報を変更しなければならない。
- 3 ユーザーは、次に掲げる情報を研究者データベースへ掲載してはならない。
 - (1) 無許可の第三者に係る情報
 - (2) 虚偽の情報
 - (3) 守秘義務に反する情報
 - (4) 他者を中傷することを目的とする情報
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗・研究者倫理に反する情報
- 4 ユーザーが登録した自身に係る研究者情報に関する責任は、ユーザーが負う。

(研究者情報の点検等)

- 第15条 統括管理者又は部局等管理者は、当該部局の登録された研究者情報の点検を行うものとする。
- 2 統括管理者又は部局等管理者は、入力された研究者情報に明らかに誤りがある場合は、ユーザーに確認の上、修正することができる。

(その他の運用方法等)

- 第16条 研究者データベースは、本学公式ホームページ上で公開するものとし、次に掲げる連携機能を実施するものとする。
- (1) researchmap 連携機能の実施
 - (2) 外部論文データベースに登録された業績データの取り込み機能の実施
 - (3) 機関リポジトリ連携機能の実施

(離職等教員の研究者情報の取扱い)

- 第17条 本学を離職した教員等の研究者情報は、前条による公開を停止した上で、研究者データベース内に保存する。

(改廃)

- 第18条 この規程の改廃は、研究推進会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年1月25日から施行する。

附 則 (令和2年9月24日)

この規程は、令和2年9月24日から施行する。

- ※ 【任意】以外は、全て記入してください。
- ※ 登録後の情報変更は、ユーザー自身で行うことができます。申請は必要ありません。
- ※ ログイン ID・パスワードの再発行は総合情報処理センターへご連絡ください

(様式 1)

西暦 年 月 日

琉球大学研究者データベース ユーザー登録申請書

採用日 (※8桁: 20180401 など)	
ログイン ID (3~8桁) ※	
職員番号 (8桁)	
【任意】 科研費研究者番号 (8桁)	
【任意】 JST 研究者コード (10桁)	

※ 「教育研究用ユーザ ID」の ID を入力してください。

所属部局 1 (学部・研究科・機構・センター等)	
所属部局 2 (学科・専攻等)	

セイ		メイ	
姓 (last name)		名 (First name)	
ローマ字表記		ローマ字表記	
特記事項 (旧姓、業務上の別名、middle name などがあれば記載)			
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍	<input type="checkbox"/> 日本国 <input type="checkbox"/> その他 ()
職名		研究指導担当資格	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
生年月日 (※8桁: 20180401 など)			
学位取得年月日			
取得学位 ex. 修士 (文学)		学位を取得した 機関 (大学)	

【任意】	研究室情報 (居室等)	
【任意】	研究室情報 (tel)	
【任意】	研究室情報 (FAX)	
【任意】	研究室情報 (HP アドレス)	
【任意】	メールアドレス: 公開用	
【任意】	メールアドレス: その他	
【任意】	メールアドレス: 携帯	
【任意】	研究分野・キーワード	

本様式に記載された、個人情報の取扱は琉球大学の研究者データベースの登録のみに利用します

(様式2)

西暦 年 月 日

琉球大学研究者データベース 管理者登録申請書

発行する 権限	<input type="checkbox"/> 部局等運用担当	部局に所属する教員のデータ取り出し・編集ができます。
	<input type="checkbox"/> 評価担当	学内のデータの取り出しができます。
	<input type="checkbox"/> 機関リポジトリ担当	機関リポジトリ連携機能の管理ができます。

申請日 (※8桁: 20180401 など)	
ログインID (半角英数)	
ログインパスワード (半角英数)	

※新規のID・パスワードを作成してください。他のシステムと同じものは使用できません。

部局情報1 (学部・研究科・機構・センター等)	
部局情報2 (学科・専攻等)	

管理者所属 (※1)		管理者職名 (※1)	
操作者所属 (※2)		操作者職名 (※2)	

住所	<input type="checkbox"/> 西原 (〒903-0213 西原町字千原1番地)
	<input type="checkbox"/> 上原 (〒903-0215 西原町字上原207番地)
	<input type="checkbox"/> 西表 (〒907-1541 沖縄県八重山郡竹富町字上原870)
	<input type="checkbox"/> その他 ()

<p>琉球大学研究者データベース運用管理規程第13条に基づき、 上記のように管理者権限の発行を申請します。</p> <p>部局等管理者 (部局等の長)</p> <p>部局名: _____</p> <p>氏名: _____ 公印</p>

※1 管理者所属と管理者職名は、所属部局の筆頭係長程度を想定しています。規模に応じて調整してください。

※2 操作者に関する情報は、管理者以外の者が実質の操作を担当する場合 (補助含む) に記載してください。とくにいなければ「同上」等と記載下さい。また、複数名の操作者が売
る場合は、行を適宜追加してください。